

総合評価

受診施設名	障害者支援施設 いこいの村・栗の木寮	施設 種別	施設入所支援、生活介護、短期入所、 就労継続支援B型 (旧体系：)
評価機関名	一般社団法人 京都ボランティア協会		

令和 元年10月19日

総 評	<p>昭和57年、多くの聴覚障害者やろう重複障害者の声に応え、「障害者支援施設いこいの村・栗の木寮」は綾部市東部に開所しました。現在は、施設入所支援（定員34人）生活介護（40人）短期入所（2人）就労継続支援B型（10人）の福祉サービスを提供しています。法人理念は、1.聞こえとことばに障害のある人ひいては、すべての人々の社会への「完全参加と平等」をめざす。2.人々の豊かなコミュニケーションと言語（手話を含む）選択の自由が保障される社会をめざす。と掲げています。特に全国に12か所しかないろう重複障害者のための施設入所支援は、他府県からの利用希望者も多くあります。建物の老朽化と入所者の高齢化が近年の課題でしたが、昨年念願の移転新築を果たし、ハード面の充実により高齢や障害に伴う不便さの解消が図られています。特に全室個室の実現は、利用者本人の大きな喜びとなっています。階段の壁に移転新築時の寄付者の名前を刻んだ銘板を掲げ、地域から支えられているという共存の意識を持ち感謝を忘れないようにしています。</p> <p>職員は利用者を“仲間”と呼び、一体感を持ち日々の暮らしや働くことを支援しています。</p> <p>訪れると、仲間の書いた絵や作品、サークル活動での生け花、思い出の旧施設のパネルなどが迎えてくれます。加えて、仲間からの歓待や職員と仲間同士の連帯感などが伝わってきます。</p>
特に良かった点(※)	<p>○障害のある本人の意思と仲間の総意で決める生きがい</p> <p>仲間たちは日中、農業（リサイクルを含む）、創作、パン製造と3つの班に分かれ活動しています。班を選ぶにあたっては、現場見学や体験をして、障害のある本人の興味や関心を引き出して自己判断で決めています。創作活動の仲間の1人は、色とりどりのサインペンで○を連ね、多目的室のドアを芸術的なドアに変身させています。各種展示会に出品した絵や作品の受賞は、仲間のやる気や生きがいに繋がり自己肯定感を高めています。農業班やパン製造班は、商品開発に知恵をだし、販売過程では多くの地域住民との交流があります。農業班とパン製造班には、地域や近隣のグループホームから通う仲間もいます。</p> <p>仲間たちは月1回「仲間会議」や「仲間ミーティング」をおこなっています。仲間会議では、作業に関する提案や意見、目標達成度を自主的に決め、実現に向かって努力しています。仲間ミーティングでは、日々の生活での当番を決めるなど、生活全般に対して話し合います。仲間の自治活動「あゆみ会」は、選挙により選ばれた役員を中心に、行事や生活全般に関する提案</p>

	<p>や意見交換、心配ごとの相談にも応じ、日々仲間が仲良く暮らせるように活動しています。あゆみ会の旅行時には、それぞれの家族に「土産」を送ることが定例化しており、家族から礼状が届きます。</p> <p>管理者は「仲間のコミュニケーションの取り方はさまざまであり、日々の暮らしのなかで少しずつ分かることがあります。諸会議で自分の意見を言える人も言えない人も、皆の力で希望を持つことができます」と述べています。</p> <p>○単年度計画</p> <p>単年度事業計画は法人の短中期計画を踏まえ「いこいの村聴覚言語障害センター」「生活全体」「作業全体」「農業・リサイクル班」「たからの里班（パン製造）」「創作活動班」「就労支援課」「相談支援課」「医務」「あゆみ会」として、それぞれの単位で作成しています。農業・リサイクル班の今年度方針には・集団の中で互いに高め合うことができるように農業とリサイクルを統合します。・たからの里との連携を強化していきます。（パンの材料となる野菜の栽培）・綾部市特別市民の産品にバラジャムを納品します。など、独自性があり具体的に分かりやすい実現可能な方針となっています。方針に対し具体化を立案しています。中間では見直し後に下半期方針を立て、総括時には次年度に向けての方針があります。あゆみ会や仲間会議などでコミュニケーション手段を駆使して、一人ひとりに合った方法で周知し検討して、詳細で丁寧に展開しています。</p> <p>○ボトムアップを重視した事業運営</p> <p>法人は行動指針3で「集団指導と相互牽制の体制を構築し、民主的な組織運営・職員倫理の確保を行う」と記し、パート職員を含む全職員と仲間が物の言える環境作りに努力する姿勢を示しています。部会（正規職員）、夜勤会議（夜勤職員）、臨時職員会議（パート職員）を通して全職員から意見や要望を吸い上げています。仲間の諸会議から発信された提案も共有し、検討した結果は上部の会議に報告しています。多くの仲間や職員の意向をくみ取り、事業運営に生かしています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○書類の整理</p> <p>重要事項やマニュアル類に現行と異なり修正が必要な個所が見受けられます。計画的かつ着実な見直しを望みます。</p> <p>○事故報告書とヒヤリ・ハットの事後検証</p> <p>事故報告書やヒヤリ・ハット事例は作成しています。事故発生防止の観点からの考察に不十分さが見られます。十分な検証の後、もう1歩踏み込んだ具体的な再発防止策や対策、加えて有効かどうかの事後評価を期待します。</p> <p>○苦情・意見・要望などへの対応結果の公表</p> <p>苦情・意見・要望などの公表はおこなっていませんでした。苦情への対応体制は整えていますが、障害のある本人や家族からの苦情は少ないとのことでした。当事業所は相談支援課を設置して、外部からの相談にも対応しています。内部からの意見や要望への対応策、外部からの相談への助言や支援など発信して、社会福祉の向上に役立てることを期待します。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

【自由記述欄】

通番1 法人理念、基本方針は、数年前に見直しをおこなっている。ホームページやパンフレットに載せ、活動内容は広報紙（いこいの村新聞）で発信している。職員には、採用時の説明、職員全体会（年1回）、日常の諸会議のなかで理解を促している。パート職員も諸提案が言える環境作り、ボトムアップで民主的な運営に努力している。障害のある本人（家族・成年後見人等含む）には、重要事項説明書により具体的に明記し説明している。手話や触手話など理解困難な障害のある本人には、職員は実践の中で示すようにしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	a

【自由記述欄】

通番2 管理者や職員は、社会福祉関連の諸会議や各種研修に参加して社会福祉事業の動向は把握している。把握した情報は職員間で共有して、運営委員会が分析などをおこない、短中期計画や年度事業計画に反映させている。綾部市在住の障害のある本人（家族）の要望を受け、2018年4月から短期入所を1床から2床に増床している。毎月の経営会議（管理職と課長）で利用率など経営分析をおこなっている。
通番3 部会（正規職員月1回）で経営状況や改善すべきサービス内容を検討している。これらの内容は運営委員会（課長以上）、部長会議（いこいの村5部署）、評議員会（年2回）、理事会（年6～8回）で共有している。経営課題の一つとして人材の確保があり「人材確保プロジェクトチーム」を始動している。仲間の自治会「あゆみ会」や仲間会議からも意見を聞き、作業面での収益強化などの案や要望を貰っている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	a	a

【自由記述欄】

通番4 法人では「新レインボープラン」の中間見直しに対応して、2018年度経営戦略会議及び業種別会議での1年間協議してきた成果をまとめ、短中期計画（2019年～2022年）を作成している。法人理念を実践するための5つの基本目標のなかで、利用者の権利を守りニーズに基づいた事業展開、職員の質向上や支え合い育ちあう職場、経営への責任、すべての人々の完全参加と平等での地域づくりなどで具体的に方向性を示している。
通番5 単年度事業計画は短中期計画を踏まえ、いこいの村聴覚言語障害センター、生活全体、作業全体、農業班・リサイクル班、たからの里班、創作活動班、就労支援課、相談支援課、医務、あゆみ会として、それぞれを仲間と家族、職員の総意のもと作成している。農業班の方針には、・集団の中で互いに高め合うことができるように農業とリサイクルの統合・たからの里との連携の強化（パンの材料となる野菜の栽培）・綾部市特別市民の産品にパラジャムを納品など、独自性があり具体的に実現可能なものとなっている。
通番6 年度中間と年度末には評価と見直しをおこなっている。中間見直しでは、下半期方針を立て、総括時には次年度に向けて方針案がある。諸会議で周知している。
通番7 あゆみ会（仲間の自治会）、仲間会議などで手話や触手話を通して、一人ひとりに合った方法で周知し理解を得ている。家族には家族会時に説明している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	b
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b

【自由記述欄】

通番8 当事業所では、各部署や班で年間計画を詳細に立案して、見直しをおこないながら福祉サービスの質の向上を図っている。また、部会でも検討を重ねている。しかし「自己評価をおこなうための評価基準が明確にできていないので、今後は第三者評価の評価基準を参考にして実施していきたい」との事業所意向を示している。今回の第三者評価は、事業所の新築や移転など多忙であったため、前回から3年以上が経過している。
通番9 通番8で記述した通り、今以上に全体を網羅した評価をおこない取り組む事業所の姿勢に期待したい。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	b
	II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	a	a

[自由記述欄]

通番10 「組織管理規定」と「職務権限規程」に管理者の役割は明記しており、新入オリエンテーション時や部会などで説明し、「いこいの村新聞」に載せ発信している。職員から「施設長は手話が上手であり仲間に対する接し方はお手本になる。尊敬している」との言葉がある。組織図、組織体制図、自衛消防組織表など完備しており、管理者不在時の責任の所在も理解できる。

通番11 食品を扱う関係上「食品表示法」や「障害者総合支援法」「障害者虐待防止法」など、多くの諸法令の改正時には勉強会や資料の閲覧で周知を図っている。どんな法令を理解する必要があるのか、職員に分かり易くする工夫には不十分さがある。今後整備しリスト化する意向である。

通番12 部会（正規職員）、夜勤会議（夜勤職員）、臨時職員会議（パート職員）などに出席し意見を聞く他、管理者自らも月1度夜勤をするなどしてサービスの現状を把握し、昼夜を問わずどの時間帯でも質の高い支援を提供できるようサービス向上に取り組んでいる。

通番13 管理者は運営委員会、部長会議、いこいの村運営委員会、経営会議などに参加して人事、労務、財務に関する分析を行い、時間外勤務や夜勤のデータを把握し、働きやすい環境整備などに取り組んでいる。当事業所ではケースの担当は正規職員が担っており、1人で4~5人を受け持っている。あと1人正規職員を増やしたい意向がある。各種会議での検討結果は全職員へ報告している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-1 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	b	a
	II-2-2 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	a

[自由記述欄]

通番14 法人は職員にコース別（専門職コース、総合職コース）のキャリアパスを作成し、職責や受けるべき研修を明確にしている。法人として「資格取得資金貸付規程」を設け金銭的な支援もしている。人材の確保に向けて若手職員中心に「人材確保プロジェクトチーム」を立ち上げ、ホームページなどで働きがいのある職場の魅力を発信している。なかなか反応がなく苦慮している。

通番15 法人理念、行動方針、運営規定での事業の目的、各部署や班での年間事業計画の中で、期待する職員像が詳細に記してある。コース別キャリアパスにより新入職員にも人事基準は見える化しており、自身の将来の目標設定に役立つものとなっている。職員は管理者との面接の機会があり、自己目標を書き達成度の振り返りや次年度課題などあげており、係長や課長、管理者からのアドバイスや評価がある。

通番16 労務管理は安全衛生委員会や部長会議でおこなっている。安全衛生委員会には事業所内の労働組合員や産業医も委員として参加しており、風通しの良い働きやすい職場作りを目指している。新人職員にはメンター制度をとり入れ、悩みを溜めないよう配慮するとともに技術面での支援もしている。ストレスチェック（年1回）を実施して必要に合わせ産業医と相談、指導を受けることができる。ワークライフバランスを重視し、時間外労働の削減に取り組んでいる。育児短時間勤務制度を使っている職員もいる。福利厚生の一環として互助会があり、旅行やバレーボール大会などがある。

	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-3 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-4 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	a

[自由記述欄]

通番17 職員は年度初めに「目標達成シート」に、自身の中・長期目標、1年間の担当業務目標、自身が取り組む課題・目標、努力したい項目などを記入して管理者との面接に臨んでいる。シートには具体的成果や問題点反省点、次年度への課題の欄があり、係長評価、課長評価、管理者のコメント欄がある。職員自身の振り返りや上司からのアドバイスはある。しかし、進捗状況を確認したり軌道修正をする中間面接はおこなっていない。期末も紙面での達成度確認である。

通番18 短中期計画に職員の研修機会を保障し、資格取得支援制度の活用を図る方針を明示している。キャリアパスとも連動させ、法人が職責や経験年数に応じた研修計画を策定している。事業所内に研修委員を配置し、会議でのミニ研修や外部研修の伝達研修などをおこない、各職員の学ぶ機会を保障している。外部研修は年1回以上で予算も組んでおり、入職3年目で年3回外部研修に参加している職員もいる。

通番19 職員の研修履歴は、法人本部の人事台帳に載せ人事管理ソフトで管理しており職員各自も把握している。キャリアに応じた研修計画を実施している。全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会上、毎年実践レポートを持参し参加している。強度行動障害支援者養成研修、手話、要約筆記、盲ろう通訳介助員などの研修にも参加している。職員ヒアリングでも外部研修に参加をしていることが確認できた。

通番20 実習指導者の研修を受けた職員を配置し、「実習受け入れマニュアル」を作成している。例年、言語聴覚士のフィールドワークや教員免許取得のための福祉施設研修は受け入れている。社会福祉系の学生はいつでも受ける体制にしているが、事業所が居住地より遠いなどが一因となり、実習希望者が近年いないのが実情である。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

[自由記述欄]

通番21 ホームページを活用し、法人理念や基本方針、予算、決算など公開している。地域向けには年4回「いこいの村新聞」を発行して、事業所の活動内容を分かり易く紹介している。地域の方に手話学習の機会を提供し仲間との交流などおこなっている。第三者委員を定め、苦情相談の体制を事業所入口に貼ってあるが、苦情の訴えはない。第三者評価受診が3年を過ぎていた。相談や意見への改善策などの公表もおこなっていない。
通番22 事務、経理、取引などに関するルールは「組織管理規定」と「職務権限規程」で明確である。毎年、法人の監事（大学教授）の現場視察と書類監査を受けている。経理に関しては、年2回公認会計士による監査があり、事業運営、財務の指導を受け健全経営を心掛けている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	b
	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a	
	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	a	
	27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	a	

[自由記述欄]

通番23 理念を実践するための5つの基本目標の一つに「『すべての人々の完全参加と平等』が実現される地域づくりを関係団体と共に進める」とあり、地域と共に歩む姿勢を明記している。北部ネットワーク委員会への参画や手話サークル例会への参加、会場提供、内部では傾聴、喫茶、買い物、散髪などに対し、各種ボランティア（昨年延べ人数264人）の協力を得ている。パン工房「たからの里」の石窯パンの販売や同カフェへの来店、パラジャムなどの販売など、さまざまな場面で地域との協力体制が出来ている。
通番24 小、中学校の次世代を担う育成事業に参画している。学校での福祉に関する話、事業所見学、ミニ手話教室を企画するなど専門性を発揮し提供している。ボランティアは多数受け入れている。事前と受け入れ当日に、障害の特性や支援方法など時間をかけて十分に説明をしている。実践が先行して受け入れマニュアルの整備が遅れている。
通番25 綾部市唯一の聴覚言語障害者の拠点として相談支援課を設置している。各種相談に応じ市や保健所などの公共機関、社会福祉協議会や相談支援事業所などとの連携体制を敷いている。自立支援協議会、聾学校との連絡会議への参加、次世代育成支援事業の一環として小・中学校からの体験学習の受け入れも行っている。各種団体の連絡リストはファイル棚に立ててあり、職員誰もが目にする事が出来る。
通番26 毎月地域の手話サークルの例会に会場を提供し、仲間との交流を深めている。民生児童委員の見学交流会では仲間とともに「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段促進に関する条例」の啓発活動としてミニ講演を行っている。昨年の豪雨土砂災害では被災地の泥かきや安否確認の協力をした。
通番27 市内に障害者の入所施設は1箇所である。短期入所を含め入所に不安を抱く方には、体験入所をおこない事前の不安を取り除く試みをしている。地域ニーズに基づき短期入所を1床から2床に増やしている。昨年「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段に関する条例」の施行を機に、啓発活動に関わっている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	b
	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a	
	31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	a	a	
	32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	b	

[自由記述欄]

通番28 「完全参加と平等」など法人理念を実現するための基本目標を定め、入職時や年1度の職員全体会で障害のある本人を尊重したサービスの実践を促している。業務マニュアルに一定の水準を確保するための手順は示している。ケース会議で検討した内容も必要にあわせ、各マニュアルに追補している。

通番29 昨年の移転新築から全個室になり、プライバシーが保ちやすくなった。不適切な援助事例があれば運営会議、虐待防止委員会で話し合い、チェックシートを配り各職員がセルフチェックをするようにしている。部会や夜勤者会議でも意見交換をしている。不適切事案の発生した時の対応方法は明文化されていない。入浴時の全身観察や当事者間のいじめなど、今日的な課題を含んだプライバシー保護マニュアルと虐待防止マニュアルの見直しと整備が早期に望まれる。

通番30 ホームページやパンフレットにサービス情報を掲載している。コミュニケーションがとりにくい方には、事業所から出向きさまざまな伝達方法で情報提供をしている。また来所者には、障害のある本人が職員とともに絵や写真、手話などで直接丁寧に説明や施設内見学に対応している。

通番31 障害のある本人の障害形態、理解度に配慮しながらさまざまな手法を駆使し、サービス利用の決まった障害のある本人(家族・後見人含む)に、契約書、重要事項など説明をおこない同意を得ている。加えて、6か月毎にモニタリングや計画見直しをして、障害のある本人(家族・成年後見人等含む)の意向を聞き同意を得ている。ケース会議には担当相談支援専門員、ケース担当、施設長、課長、係長、看護師、栄養士などが参加し、協議内容は個人の支援経過に記載している。重要な事は引継ぎファイルに綴じ各職員は目を通して、掲示もしている。

通番32 障害のある本人が他事業所や地域に移る場合は、他事業所や相談支援事業所の求めに応じて情報を提供している。日頃から行政や社会福祉協議会、他事業所や病院などと連携が強く、福祉ネットワークも機能しており移行はスムーズにおこなえている。事業所や地域移行に関する手順や引継ぎ文書は定めていない

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1- (3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b	a
		34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b
	Ⅲ-1- (4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	b	b
		36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	b
	Ⅲ-1- (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a

[自由記述欄]

通番33 第三者委員の名前は、玄関に貼ってある。意見箱は1階と2階に設置しているがほとんど入っていない。文字で自分の意見を表現できる方が少ないことも一因であるが、諸会議において仲間の発言の機会はある。月1度の中間会議や仲間ミーティング、食事の嗜好調査時や日々の係わりの中で意見収集をすることが多い。意見を発信できる方は良いが、そうでない方にはさまざまなコミュニケーション支援によりニーズを把握している。

通番34 苦情解決の仕組みはあるが、定期的に苦情を聞き取ることは難しい。文章を書ける人が少数、言葉で意思表示のできる人も少ないので、多様なコミュニケーション手段を用いて本人の意向把握に努め迅速な対応を心掛けている。現在は、「男性トイレと女性トイレを分けてほしい」という意見が出ている。遠方の家族が多く、家族会や障害のある本人からもあまり苦情はない。公表はしていない。

通番35 意見箱に意見は入っていないことが多い。障害のある本人と直接面接して嗜好調査を行った。障害のある本人からの意見・要望・提案は内容により個別に対応し、経過記録に記載する場合と組織的な対応をする場合がある。相談・意見対応マニュアルの定期的見直しはされていない。

通番36 実際起こった事故やヒヤリ・ハットは、事業所内の運営委員会や事の大小により5部署の運営委員会などで原因分析と再発防止策を検討して記録している。しかし、事故を教訓にした再発防止策が一過性でマニュアルの評価や見直しに繋がっておらず、安全確保の実効性について定期的な評価や見直しをおこなっているとは言えない。

通番37 感染症発症時は看護師を中心に迅速な対応と研修会を開催し、職員や仲間へ啓発をしている。衛生面の配慮から不衛生な空き缶つぶし作業を見直した。

通番38 いこいの村全体で年4回防災訓練をおこなっている。防災計画を整備して消防署と連携している。豪雨災害を想定しての訓練もしている。民家は遠いので、災害時には近くの系列事業所や近隣に住む職員が駆けつけることになっている。救急救命講習も事業所内で8月に予定している。また福祉避難所ではないが、建物が新しく強固であり、昨年も豪雨、土砂災害の避難者を受け入れた実績があり、今後も若干名受け入れる用意がある。備蓄は3日程度はある。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2- (1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	a	b
		40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	a	a
	Ⅲ-2- (2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	a	a
		Ⅲ-2- (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	43		② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]	
通番39	障害のある本人の意向を尊重して各種支援マニュアルを作成しており、随時見直しをおこなっている。しかし、見直し年月日の記入がないものもある。プライバシー保護や虐待防止など研修をおこない学びは深めているが、マニュアル作成に至っていない。
通番40	モニタリング結果を受け6か月に1回、障害のある本人との面接や家族の意向を聞き、所定のアセスメント用紙を用いて再アセスメントをおこない、個別支援計画を作成あるいは見直している。支援計画のケース会議には担当相談支援専門員、ケース担当者、施設長、課長、係長、看護師、栄養士などが参加している。
通番41	6か月に1度支援計画の評価、見直しをして、モニタリング用紙に記載している。モニタリングをもとに評価や課題の抽出を行い支援計画に反映させている。緊急性が高い場合は当日出勤の職員で検討し、支援の変更点を引き継ぎ、対応を統一しサービス計画に反映させている。モニタリング、支援計画見直し時には、担当の相談支援専門員も出席しており、必要にあわせサービス担当者会議を実施している。実行、評価、改善のプロセスが適正に機能している。個別支援計画は障害のある本人（家族・成年後見人）に説明し同意を貰っている。
通番42	福祉業務支援用のソフトを用いて、全員がパソコンのデータに目を通し情報を共有するようにしている。日々の記録も支援経過として入力している。入浴、食事状況、健康上の重要なことは、全員が先に紙帳票に記入した上でパソコンに入力しており、入力前に障害のある本人の様子を一覧で見通せ情報共有がしやすい。特に念入りに伝達しなければならない情報は、重要事項の引継ぎファイルと掲示とで二重にチェックをするようにしている。
通番43	個人情報に関しては、保護規定に沿って適切に管理し機密性を保っている。電子データに関する管理規定も盛り込んでいる。個人情報の廃棄はシュレッダーでの廃棄や市に持ち込み一括処理をしてもらう方法を取ることも出来る。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1- (1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	a
	A-1- (2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	a
	A-1- (3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らしをさせる社会の実現に向けた取組を行っている。	a	a

[自由記述欄]	
通番44	事業計画から「個別支援を積極的に行ない、生き甲斐を感じられるような日中活動の充実」が読み取れる。職員は仲間との情報交換をおこない、意向や課題把握に取り組みケース会議で個別支援に生かしている。各部屋前の廊下には天井から釣り下げ式のモニターが設置してあり、諸連絡や情報が流れる。毎月開催する「仲間ミーティング」や「あゆみ会」で生活全般について仲間同士で話し合う機会があり、生け花の水替え当番なども決めている。5種類のサークル（お花、書道、3B体操、手話劇、女子会）活動も自己選択を尊重している。手話劇は外部で発表の機会がある。女子会ではお化粧、カクテル作り、バレンタインデー前にはチョコレート作りなどさまざまな企画がある。
通番45	毎月「虐待防止委員会」を開催している。職員は各種研修に参加しており、伝達研修で全職員に周知を図っている。仲間向けには研修資料を基にイラスト中心の資料を作成して、事例を示し「こういう事は虐待に当たる」と説明している。仲間ミーティング時に30分程度学習の時間をもうけている。言葉遣いに対して検討した事例など職員会議録に記載がある。
通番46	誰もが当たり前暮らしをさせる実践を記事にして「いこいの村新聞」に掲載し情報発信している。当該テーマで長年「きょうされん」の署名活動に取り組んでいる。仲間の自治会、職員、家族や関係者、広く地域住民に呼びかけ、理解や協力を得て「ノーマライゼーション」を推進している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2- (1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	a
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	a
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	a	a
	A-2- (2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	a	a
	A-2- (3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	a	a

[自由記述欄]	
通番47	日々のコミュニケーション手段は、手話、触手話、筆談、身振り、本人独自の手話、絵や写真などを駆使するとともに、本人の表情、行動、態度からも言葉になりにくい思いを感じとるよう努力している。生活経験の乏しさから通り一偏の表現の方もいる。仲間たちのコミュニケーション能力向上に向けて、支援者も参加して「ことばの学習」を毎月おこなっている。職員対象に手話の学習会もある。
通番48	自分の意志をはっきり言える方は、手話でのやり取りができる。しかし手話でのコミュニケーションでは通じない方も少なくない。自己決定や自己選択時には、職員から情報提供をおこなっている。お金の使い方、給与のことなど定期的に個別の相談の機会を設けている。
通番49	障害特性への理解に専門研修を受講し、例えば重度の知的障害を持つ障害のある本人が、創作活動の絵画に取り組み精神面の変化を見た事例。また就労移行の過程で問題を抱えた事例など、実践課程をレポートにまとめている。「いこいの村」では32年前にスタートさせた「実践研修交流会」を継続しており、今や当交流会は全国規模に広がっている。当法人もレポートを提出し、実践の検証を図っている。
通番50	アセスメントで聞き取った障害のある本人の多様なニーズなどに基づき個別支援計画を立案している。食生活に関しては、「食生活連絡会」を栄養士、生活支援員、看護師で毎月開催している。このように、モニタリングや支援計画見直し時も多種の専門職員が関わり、日常生活面、食生活面、健康面などについて、個別にあるいは組織的に検討して支援に取り組んでいる。
通番51	昨年4月、仲間や他関係者の念願であった栗の木寮の移転新築が実現している。部屋はかつての2人部屋から、全室個室となりお風呂も個別浴となっている。各個室は南側に窓がある。事業所内はバリアフリーでユニット化が実現している。障害のある本人自ら、または職員に相談しながら部屋に新しい家具などを備え、自分流にレイアウトした部屋でくつろげる生活である。職員の訪問はフラッシュランプが知らせてくれる。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	①	障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。		
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	①	障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	a	a
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	①	障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a	a
		55	②	医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	a	a

[自由記述欄]

通番52 対象外

通番53 入所前に不適切な行動をとっていた障害のある本人に対して、職員は精神保健福祉士にアドバイスや指導を受け、認知行動療法をおこなっている。障害のある本人に良い方向への変化がある。外出の支援、外泊の支援など必要に合わせ家族と連絡を取り調整している。公共交通機関の利用方法などの学習もおこなっている。

通番54 内科医は週2回来所して、障害のある本人の状態に合わせ月1～2回診察している。精神科医は月1回の往診である。それぞれに往診記録がある。体調に関してはそのつど医師から説明がある。看護師は毎日バイタルチェックをおこない、障害のある本人に聞き取りや表情、身振りなどを観察している。必要事項は「医師連絡ノート」に書き、職員が目を通すよう職員室に置いている。申し送りもしている。医師、看護師、生活支援員協働で看取りをおこなった例もある。

通番55 錠剤を拒否する障害のある本人には水薬に変更する、薬の効果を早めるための薬の形状の選択など、障害のある本人の状態に合わせ、看護師は医師と相談している。疾病に関する研修は看護師がリーダーシップをとり、最近では「熱中症」と「パーキンソン病」について、職員研修と仲間たちに話をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	①	障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	a
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	①	障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a	a
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	①	障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	a	a
		59	②	障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a	a

[自由記述欄]

通番56 地域生活への移行を希望する障害のある本人の諸課題は、毎月のケース会議（担当相談支援専門員、ケース担当者、課長、看護師、栄養士など）で確認している。必要に応じてグループホームやアパートの見学や体験、手話通訳など社会資源の活用の勉強、相談支援事業所や関係機関との連携をとり、障害のある本人の了解のもと進めている。地域のグループホームやアパートに、この3年間で5人の方が移行した。

通番57 家族会は年3回おこなっているが、家族も高齢化が進んでおり参加者は少ない。適宜、家族からの相談には応じている。ケース担当者は毎月、障害のある本人の近況を手紙で家族に知らせており、個別支援計画見直し時には、家族に意向確認をおこなっている。あゆみ会の旅行時には、障害のある本人はそれぞれの家族に「土産」を送っている。家族から礼状が届いている。

通番58 日中活動は、農業、リサイクル班（農作業や野菜の販売、屋内作業、リサイクル作業など）、創作活動班（絵画など）、たからの里班（石窯焼きパンの製造、販売）の3つに分かれ取り組んでいる。絵を描くことで工賃は得られないが、いろいろな催しに出展し賞状を受けたり、褒められたりで生きがいになっている。職員は障害のある本人の意思で作業を選択するように努め、体験し興味や関心度を見て適応する作業を支援している。

通番59 仲間会議（月1回）や仲間ミーティング（月1回）をおこなっている。仲間会議では、作業の目標達成度を自主的に決め、パンづくりでは爪きりはしているか、出血箇所はないかなど作業前の観察点の検討もしている。パン製造部門では、売上金目標も決め取り組んでいる。仲間ミーティングでは、当番を決めたり生活全般に対して話し合っている。職員は、障害のある本人たちの意思決定を尊重して支援している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	①	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a	a

[自由記述欄]

通番60 障害のある本人の希望と意向に応じて一般就労への支援はおこなっており、過去にはクリーニング業に移行できた実績がある。また、離職した障害のある本人の受け入れもおこなっている。ここ数年は対象者がいない。